Ⅵ章　景観に配慮した公共施設等の整備

1. 景観重要公共施設の指定 …… 134
2. 公益事業等の施設に関する景観整備 …… 136
3. 身近な公共施設等の整備 …… 136

Ⅵ章 景観に配慮した公共施設等の整備

景観に配慮した公共施設の整備を実現するために、景観法に基づく景観重要公共施設の指定や公益事業の施設の景観誘導を行います。

1. 景観重要公共施設の指定

景観法に基づく景観重要公共施設を指定し、東京都と連携して景観に配慮した整備を進めるとともに、区の景観重要公共施設についても景観に配慮した整備を行っていきます。

(1) 目黒区の景観形成上重要と考えられる公共施設

目黒川、山手通り、目黒通りは、区の骨格を形成する軸となっている公共施設であり、区の景観形成上非常に重要な公共施設です。そのため、目黒川および山手通り、目黒通りを「景観重要公共施設」として指定し、将来的な河川空間や道路空間の整備において、東京都と連携し、区のイメージを向上するシンボル的な景観を形成していきます。

(2) 目黒区特有の住宅地景観を向上させる公共施設

区内には比較的大きな公園があり、目黒区を特徴づける景観資源となっています。そのため、これらの公共施設と周辺の景観の向上を図ることが、目黒区の景観向上において重要となります。

中でも、駒場公園は、東京都文化財保護条例に基づき、旧前田公爵家駒場本邸として指定有形文化財（建造物）に指定されていることから、目黒区において景観上非常に重要な公共施設といえます。そこで、駒場公園およびその周辺の道路を、「景観重要公共施設」として指定し、みどりの基本計画に基づき景観に配慮した整備を進めます。

表Ⅵ-1　景観重要公共施設となる河川・道路(都管理)及び整備に関する事項

景観重要公共施設となる河川・道路	整備等に関する事項
目黒川	東京都が策定した環境軸ガイドラインや、今後策定する「目黒川流域河川整備計画」(仮称）に基づき、水とみどりの軸として楽しめる景観の形成を図る。
山手通り	山手通りについては、整備を進める東京都と連携し、目黒区のシンボルとなるにぎわいと風格ある道路景観を創出するよう努めていく。
目黒通り	目黒通りについては（維持管理を行う）東京都や沿道の特色ある商業施設と連携しつつ、目黒区の骨格を形成している幹線道路にふさわしい景観形成を図る。

表Ⅵ-2　景観重要公共施設となる公園・道路(区管理)及び整備に関する事項

景観重要公共施設となる河川・道路	整備等に関する事項
駒場公園及び周辺区道	東京都文化保護条例に基づき、必要となる機能を確保するとともに景観に配慮しながら、駒場公園(旧前田侯爵家駒場本邸)とその周囲の樹木がつくり出しているみどりあふれる景観を守る。公園周辺の指定する区道の舗装、防護柵、車止めは質感やデザインに配慮したものとする。

図Ⅵ-1　景観重要公共施設

凡例

- 公園
- 公園周辺区道
- 通り
- 河川

2. 公益事業等の施設に関する景観整備

電線類や鉄道高架等、公益事業の施設も良好な景観を形成していく上では重要な要素となることから、公益事業の施設の新設、改修等の際には、都や事業者と協議の場を設け、以下の方針を踏まえ景観誘導を図ります。

(1) 電気・電気通信事業の施設

「景観重要公共施設」に位置づける山手通りと目黒通りについては、無電柱化を進める都と連携を図るとともに、その他の道路については、東京都の無電柱化推進計画や区で策定した電線類の地中化※に関する方針や計画に基づき、都や事業者と連携協力しながら無電柱化を推進します。

また、地域再開発や大規模工事等により電柱等を立てる場合や電線を架空する場合においても、区は事業者と協議し、良好な景観形成への協力を求めます。

(2) 鉄道事業の施設

「景観重要公共施設」に位置づける公共施設と立体交差する鉄道施設の高架などの部分については、安全性を確保した上で、色彩の誘導を行うなど、景観への配慮を求めます。

また、駅舎については、都市計画マスタープランに位置づけられた広域生活拠点、及び地区生活拠点の整備にあわせて、区は地域の景観に関する街づくりの機運を高めながら、鉄道事業者に対して地域の表情づくりに資するよう協力を求めていきます。

3. 身近な公共施設等の整備

(1) 考え方

コミュニティの核となる住区センターや小・中学校、文化・教育・福祉施設等の公共建築、道路、駅前広場、公園、緑道等は、景観形成上重要な役割を果たしていることから、整備・改修に際しては、周辺の景観に配慮していく必要があります。

そのため、景観重要公共施設以外の公共施設や公共建築についても、良好な景観形成に資する視点から整備を行うこととし、景観行政の所管部署と整備を担当する部署が景観に配慮した整備改修に関する調整を行います。

(2) 公共施設等の景観整備の方針

ア. 公共建築

景観形成において先導的役割を担う区の公共建築については、「公共建築物整備の基本方針」に基づく施設整備において、景観への配慮を行います。

イ．道路・駅前広場

事業化された都市計画道路では無電柱化など景観に配慮した整備を行うとともに、幹線道路については、街路樹の適正な管理を行い、みどりが連続する道路景観を形成します。

公園周辺の道路や緑道に沿った道路、歴史的資源周辺の道路については、バリアフリーなど安全に配慮しつつ、舗装に自然素材等を使用したり、また防護柵や車止めについては、公園や緑道のみどり、歴史的資源を意識したものとするなどの工夫をしていきます。

駅前広場については、必要な交通結節点機能を確保しつつ、街の玄関口にふさわしい景観に配慮しながら整備を進めていきます。

ウ．公園

公園については、みどりの基本計画に基づき、必要となる機能を確保するとともに景観に配慮しながら地域特性に応じた整備を進めていきます。

住宅地及び住工混在地内の公園については、公園の機能を確保しつつ、周辺の街並み景観に配慮し、貴重なオープンスペースとして、開放感に配慮した整備を進めていきます。

商業地内の公園については、地域や来外者の憩いの空間等となるように整備を進めていきます。

歴史的資源を含む公園又は歴史的資源に隣接する公園については、歴史的な景観や事跡に配慮しながら整備を進めていきます。

緑道に面する公園は、緑道との一体感を生み出すよう植栽やデザインを工夫し、景観に配慮した整備を進めていきます。

エ．緑道

河川や用水を暗渠化して整備した緑道などについては、みどりの基本計画に基づき、必要となる機能を確保するとともに、景観に配慮しながらみどりのネットワークとしての整備を進めていきます。